



平成19年3月29日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 田原 弘之
(コード番号:3719)
問合せ先 執行役員管理本部長 杉原 均
電話番号:03-3343-6680

**第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の譲渡中止に関するお知らせ**

当社は、平成19年3月22日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の譲渡を承認いたしました。本日、当該譲渡の中止の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 譲渡が中止となった経緯

当社は、平成18年7月10日開示の「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」及び平成18年10月27日開示の「第2回無担保転換社債型新株予約権の発行に関するお知らせ」のとおり、当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）及び当社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下、総称して「本社債」といいます。）を発行しておりますが、割当先であるBank of Bermuda(Cayman) Limited（以下「当初割当先」といいます。）より、本社債をBBC戦略投資事業有限責任組合（以下「譲渡先」といいます。）に譲渡をしたい旨の譲渡承認の請求があり、当社は、当該譲渡先が株主となる可能性を踏まえ十分な検討の結果、平成19年3月22日開催の取締役会においてこれを承認いたしました。

その後、当社は平成19年3月26日開示の「定時株主総会における一部議案の撤回に関するお知らせ」のとおり、平成19年3月28日開催の定時株主総会に付議をしておりました議案のうち、「第3号議案 第三者割当による新株式発行の件」及び「第4号議案 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の内容変更の件」の撤回を決議いたしました。

これを受けまして、当初割当先と譲渡先との間で協議及び検討がなされた結果、平成19年3月27日に予定しておりました本譲渡を中止した旨の通知書を、本日、当初割当先より受領いたしました。

2. 承認した譲渡の概要

(1)譲渡承認請求者	Bank of Bermuda(Cayman) Limited	
(2)譲渡先	BBC 戦略投資事業有限責任組合	
(3)譲渡の目的 及び額面	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	額面金額 6億円
	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	額面金額 5億円
(4)譲渡日	平成19年3月27日（予定）	

3. 譲渡中止となった本社債の概要

a. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|----------|--|
| (1)社債の名称 | 株式会社ビジネスバンクコンサルティング第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) |
| (2)発行総額 | 金6億円 |
| (3)払込期日 | 平成18年7月26日 |
| (4)転換価額 | 当初転換価額1,215円
なお、転換価額の調整により、現在は、1,179.3円であります。 |

b. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

- | | |
|----------|--|
| (1)社債の名称 | 株式会社ビジネスバンクコンサルティング第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) |
| (2)発行総額 | 金5億円 |
| (3)払込期日 | 平成18年11月13日 |
| (4)転換価額 | 当初転換価額765円 |

4. 譲渡の中止による当社への影響

本譲渡の中止が当社の業績に与える影響は軽微であります。

なお、平成19年3月26日開示の「定時株主総会における一部議案の撤回に関するお知らせ」のとおり、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回無担保転換社債型新株予約権は、従前の転換価額を維持されますが、その保有者は、当初割当先であります Bank of Bermuda(Cayman) Limited となります。

以上